

戦時中の連合国捕虜使役問題に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月十九日

参議院議長江田五月殿

藤田幸久

戦時中の連合国捕虜使役問題に関する第三回質問主意書

前回政府答弁書（内閣参質一七一第三六号）を踏まえ、さらに質問する。

一 「一の1から3までについて」、「一の4について」及び「一の5について」の答弁について

1 前回政府答弁書において、「現在までの調査では、これらの外交記録の中に「麻生鉱業」が明記された文書及び御指摘の「一九四五年八月に河辺虎四郎陸軍中将がマニラで連合軍司令部に提出した文書」は確認されていない」とある。改めて、その後の調査に基づき、麻生鉱業に関するもの、とりわけ捕虜の取り扱い及び賃金支払いに関するもの、捕虜の母国への帰還に関するものを示されたい。また、一九四五年八月に河辺虎四郎陸軍中将がマニラで連合軍司令部に提出した文書が含まれている資料を示されたい。

2 前回政府答弁書において、在敵国居留民関係事務室に、「御指摘の関係資料等が保管されていたかについて」は、現在までの調査では確認されていない」とある。改めて、その後の調査に基づき、連合国からの抗議文などの関係資料はこの事務室が保管していたのか、回答されたい。

3 前回政府答弁書において、終戦連絡事務局が「作成した捕虜に関する文書資料等については、その一

部が外交史料館に保管されていることが確認されている」とある。その目録を示されたい。

二 「二の1及び2について」の答弁について

- 1 サンフランシスコ講和条約締結後、捕虜問題を主管した部局はどこか。
- 2 東京裁判を主管した部局はどこか。
- 3 戦時賠償を主管した部局はどこか。
- 4 BC級戦犯を主管した部局はどこか。
- 5 シベリア抑留者を主管した部局はどこか。

三 「三の1について」、「三の2から4までについて」、「三の5について」及び「三の6について」の答弁について

- 1 前回政府答弁書において、「元捕虜等からの要望等に対し、適切に対応してきている」とある。その「適切」に該当する、豪州における我が國の在外公館が受けた手紙の数及びそれに対する返書の数並びに要望の数及びそれへの回答を示されたい。また、その回答に対して、元捕虜等から再び要望等が寄せられた件数を示されたい。

2 前回政府答弁書において、「「痛切な反省と心からのお詫び」については、我が国が、かつて植民地支配と侵略によつて、元捕虜を含め、旧連合国諸国を含む多くの国々の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたことにつき、率直にお詫びの気持ちを表明したものである」とある。「痛切な反省と心からのお詫び」は元捕虜の問題については、具体的にどのような行為に対し反省・お詫びしたのか。また、具体的な行為を明示することなく、「反省」及び「お詫び」を語るのは、元捕虜にとつては、真摯な対応をしているとは受け止められず、かえつて誤解や不信を招き、逆効果と思われるが、政府の見解はいかがが。

3 「捕虜の労働に関する国際法の規定及び基本要件は何か」との前回の質問に対し答弁がなされていないので、再度回答を求める。また、国際法が捕虜の労働を許容する条件とは何か。

4 将校を捕虜として使役することは、国際法に違反していないか。

四 「四の1について」、「四の2の（一）及び（四）について」及び「四の2の（二）及び（三）について」の答弁について

1 「一〇〇六年に麻生炭鉱の豪州人元捕虜のインタビューが豪州のABC放送や、「The Age」紙、

「The Australian」紙などで報道されたが、それらは麻生外務大臣（当時）に報告されたかとの前回の質問に対し、前回政府答弁書において、「御指摘の報道については、麻生外務大臣（当時）に報告されたかどうかは確認できなかつた」と答弁している。答弁書は麻生総理大臣からの回答があるので、確認するまでもなく、麻生総理自身から、報告があつたかどうか答弁されたい。

2 在豪州日本国大使館及び在豪州日本国総領事館が、麻生鉱業で使役された元豪州兵捕虜が生存していることを初めて知つたのはいつか。また、テレビ、新聞などのインタビューに登場していることを初めて知つたのはいつか。

3 前回政府答弁書において、「マリリン・カルアナ氏、ジョン・ホール氏及びジョー・クームス氏からの手紙については内閣総理大臣官邸において接受したが、これらに対する返書は送付していない」とある。その後返書は送付したか。まだ出していないとすればその理由は何か。

また、アーサー・ギガード氏からの手紙は接受したか。それに対する返書は送付したか。

4 久留米工業大学教授のウイリアム・アンダーウッド氏の二〇〇七年六月の麻生外務大臣あての手紙並びに同氏が同封した「麻生鉱業報告書〔一九四六年〕」及びG H Q司法調査委員会作成の「報告書一七

四」について、前回政府答弁書において、「麻生外務大臣（当時）が受け取つたことは確認されていない」とある。答弁書は麻生総理大臣からの回答であるので、確認するまでもなく、麻生総理自身から、受け取つたかどうか答弁されたい。

また、二〇〇七年六月の手紙を村松秘書が受け取つたことは、これまでの国会答弁で明らかになつてゐるが、村松秘書は、「麻生鉱業報告書〔一九四六年〕」及びG H Q司法調査委員会作成の「報告書一七四」も受け取つていたか。

五 「八の1について」、「八の2について」及び「八の3について」の答弁について

1 国際法によれば、捕虜受け入れ国は、俘虜収容所などが、使役させた捕虜の就労記録や労賃支払いの記録を保存、保管すべきと理解するが、政府の見解はいかがか。

2 戦時中使役させられた元捕虜の賃金の一部を供託したものがあつたと思われるが、現在法務局が保管しているものの中に、連合国捕虜の供託金はあるか。また、法務局以外に保管している政府関係機関はあるか。あれば、それぞれの件数と総額を示されたい。

3 國際法によれば、労賃の支払いは、俘虜収容所または受け入れ企業が捕虜に対し支払うべき対価で

あり、本来、賠償、請求権の問題ではないと思われるが、政府の見解はいかがか。

4 麻生鉱業で使役されていた元豪州兵捕虜で麻生総理に手紙を出した三人に対して、俘虜収容所または

麻生鉱業から労賃は支払われていたか。

5 前記4で支払われていない、ないし確認できないとすれば、国際法に違反すると思われるが、政府の見解はいかがか。なお、この質問は、法的に解決済みかどうかを質しているのではなく、国際法違反の事実ないしはその可能性があつたのかを質するものであるので、その点を踏まえて答弁されたい。

6 麻生総理は、三人の元豪州兵捕虜が求める、①「苦しんだ人道に反する処遇及び従事した強制労働に対する謝罪」、②「過去六十四年にわたり、捕虜に対して歴史上の真実を無視してきたことへの謝罪」、③「世界の規範にそつて、歴史上の不義を償う金銭補償の給付」のそれぞれに対応して、どう対応する考えなのか。

六 「九について」の答弁について

1 これまで元欧米連合国側捕虜との交流事業の中でのオランダ、イギリスなどに比べ米国の元捕虜及びその家族への扱いが異なってきた理由は何か。

2 「平成二十一年度予算案の中で、米国の元捕虜およびその家族を対象とする事業を外している理由は何か」との前回の質問に対し、前回政府答弁書において、「お尋ねについては、その対応について、引き続き慎重に検討しているところである」とある。麻生総理とオバマ米国大統領との会談の時期に合わせて、前向きな政策転換を期待するが、政府の見解はいかがか。

右質問する。

